

会 務 月 報

第 503 号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第1回教育・情報委員会 議事概要

日 時 令和7年1月27日（月） 14:00～15:50

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 山口 聡

委 員 花田 順、佐藤啓智、河島 覚、西根裕晴、神余智夫、當間 卓

担当副会長 村田良太

会 長 上野浩也（特別出席）

事務局 脇山、野出、東小川、吉田

議 事 委員長が、前回の委員会について議事概要をもとに振り返った。

- ・事務局：前回「資料2-2、実施要領「1. 趣旨」の「建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者」とあるが、契約締結者は法律上規定されているわけではないため、言い過ぎである」について、補足したい。建築士法における「開設者」の定義と責任範囲が曖昧であり、平成28年の建築士法改正以降は「契約当事者」という言葉を使っている。「契約締結者」とは契約の当事者であり、開設者と同一人である場合もあれば、開設者から委任された者の場合もある。契約締結者が開設者当人でない場合も、契約の責任者は開設者となるため、この部分の表記については誤解がないよう事務局で表現を精査し、次回委員会で修正案を提示する。

1. 【協議事項】 令和7年度事業計画について

○委員長と事務局から令和7年度事業計画案と予算案について説明・確認し、承認された。（資料1）

- ・事業計画案と予算案は資料のとおり。

・事務局：事業計画案で「1）開設者研修会」は、昨年度「受講実績の活用について」を共同要望書に追加したため、受講義務化の検討から「講習内容充実化の検討」に変更した。「2）法定講習」は、オンライン講習の開始に伴い管理建築士講習の対面での受講者が激減していること、またテキストの抜本的な改訂が必要になってきているなど、今後を見据えた検討が必要であるため、実施協力から「実施体制の検討」に変更した。これについては事務局で整理したうえで、次回以降の委員会で議題にあげたい。

2. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について

（1）実施状況について

○事務局から実施状況について報告した。（資料2-1）

- ・実施計画・結果一覧は資料のとおり。1月23日現在、30単位会41会場・2,091名が受講。今後、15単位会17会場で開催予定。千葉会で開催が復活。

- ・昨年同時期と比較すると開催は1単位会増えたが、受講者は300名ほど減。
- ・単位会の状況は以下のとおり。
 - ①東京会では、テキスト改訂WG委員が第1章、第2章の講師を担当したため、講習時の映像を提供いただき、参考に単位会に共有した。
 - ②島根会では、松江会場での受講に2泊3日かかる隠岐の島の受講者に対し、松江会場の講習をZoom配信した。
 - ③某単位会からの報告。申込者が少なく困っていた。1. 県に受講奨励文の発出を依頼し、対象者に案内した→少しは増えた。2. 内容がニーズに合わないのではと疑問に感じ、テキストと内容のアンケートをとった→一定の高評価を得た。3. 一部の単位会で受講者獲得に成功している、事務所登録（更新）時の受講証明書の添付は、義務と勘違いさせる手法にほかならないと考えている→受講者からの反発に耐えられそうもない。
 - ④香川会では、来年度から知事指定が得られる予定。
 - ⑤愛知会では、平成29年以降開催していなかったが、来年度は開催の予定。
- ・現行テキストは来年度に向けて小改訂、近日中に執筆者に見直しを依頼する予定。

（2）講習の充実化について

○委員長が「魅力ある講習会にするにはどうしたらよいか」、「講習会の周知方法、工夫」について、委員に意見を求めた。委員からの意見は以下のとおり。

- ・花田委員：周知方法はFaxと一部メール。モノが届くFaxが一番反応がよい。
- ・佐藤委員：アドリブなくテキストを読んでいるため面白くないという意見が多い。昨年から講師に若手を起用し、若い受講者を期待している。周知方法は、全会員に対しメールを送付しているが、見ていないのではないかな。
- ・河島委員：建築指導課長名の推薦文を出してもらい、また第3章と地域編の講師を県の職員に依頼したところ、受講者が多かった。周知方法はメールと、更新時期の事務所と新規開設事務所に対しては郵送。
- ・西根委員：テキストのボリュームを減らし、特に技術的でない部分はアドリブを交えて興味を引く講義することが望ましい。BIMの利用状況や新しい法律などの統計を掲載するとよいのではないかな。周知方法はメールやFaxだが、SNSやYouTubeを使ってもよいかもしれない。
- ・神余委員：来月講師をするが、自身の体験談や設計事務所の実情を話そうと思う。他の講習会でも講師が講義するというスタイルが少なくなっているため、時代に合わせて動画を活用することも重要ではないかな。周知方法は以前からFaxのみ。
- ・當間委員：開設者が注意すべきリスクが潜んでいる点などをドラマ仕立てで伝える10分程度の動画を講義の間に挟んで、受講者の興味を引きつけるのはどうか。沖縄会では、高校生向けに建築の魅力を伝えるプロモーションビデオを作成したところ、建築に興味を持つ学生が増えた。周知方法はFaxとメール、HP。
- ・村田担当副会長：最近M&Aの提案のメールが届く。今後、建築設計業務のみで成り立たせるか、他業種と連携するかなど選択肢が増えてくるだろう。経営者（開設者）がマネジメントに必要な情報や知識を提供することで、将来について考えるきっかけになるのではないかな。若い受講者を増やす意味でも、インスタグラムなどの周知方法は有効ではないかな。

- ・脇山専務理事：動画作成には賛成する。ぜひ動画のテーマとつくり方のアイデアをいただきたい。
- ・山口委員長：周知がうまくできていないのではないかと。青森会では、県にお願いしている地域編の内容を前もってお知らせできないことがネック。

○脇山専務理事が現状抱える課題について説明した。

- ・現状に関する指摘、課題認識の共有、今後の対応は資料のとおり（追加資料）。特に組織マネジメントに関しては、技術者である建築士の弱い部分ではないか。また受講メリットについて、より考えるべきでないか。議論を深めていきたい。

（３）次期テキスト改訂に向けてのスケジュールについて

○事務局から次期テキスト改訂に向けてのスケジュールを説明した。（資料２－２）

- ・スケジュールは資料のとおり。前回にならうと、来年のいまごろには改訂WG主査・委員が決定。改訂の根拠となるデータを揃えるため、現行テキストの執筆者にアンケートをとりたい。アンケート項目は次回委員会で提案する予定。

３．法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）について

○事務局から実施状況について報告した。

- ・管理建築士講習の実施計画・結果一覧は資料のとおり（資料３－１）。１２月末現在、管理建築士講習は事務所協会１６１名、（公財）建築技術教育普及センターでは３４７名が受講。事務所協会の受講者は全体の３割程度。
- ・建築士定期講習の実施計画・結果一覧は資料のとおり（資料３－２）。１２月末現在、建築士定期講習は事務所協会４，７６２名が受講。今年度から原則オンライン申込みとなった。
- ・受講申込管理システムから見るデータは資料のとおり（資料３－３）。１２月末時点でのオンライン方式申込率は全体で２３．２８％、東京は特に高く３８．９３％、愛知、石川、長崎までは３割を超えている。３年前の修了者に対する申込率は全体で７１．６９％、これも東京は飛び抜けて低く４６．５３％、逆に兵庫では１１３％と３年前を上回っている。

４．他団体との講習の協力開催等について

○事務局から「特定建築物定期調査業務『スキルアップ講習』」について説明した。（資料４）

- ・今年度の開催案内は資料のとおり。（一財）日本建築防災協会（以下、建防協）との共催で２０２１年から実施している。資格取得ではなくスキルアップが目的。３年ごとの受講を期待し、希望者は名簿に掲載して建防協HPで公開している（掲載期限３年）。今年度、建防協で「スキルアップテキスト」と「特定建築物定期調査業務基準」を改訂、これを解説した動画により講習を実施する。CPDは４単位。
- ・建防協が実施するオンライン講習は、３から５月に実施。希望すれば昨年までの講習も復習できる。受け付けを単位会で行うこともできる。受講料は単位会任意。
- ・単位会が実施する会場講習は、３月以降に実施。受講料は単位会任意。

○委員からの意見は以下のとおり。

- ・村田担当副会長：単位会にはどの程度お金が落ちるか。
→事務局：受講料は、オンライン講習で２５％、会場講習は全額。テキスト代は、「スキルアップテキスト」は価格４，９５０円の２５％、１，２３８円が単位会の収入。「特定建築物定期調査業務基準」は価格７，１５０円の２５％、１，７８８円が単位会の収入。

- ・村田担当副会長：ほかに、単位会や日事連の収入につながる講習会はないか。
→脇山専務理事：他団体からの講習の協力依頼はないが、省エネ住宅や木造建築に関する国の具体的な補助金制度とその活用方法についての講習会があれば、建築主の負担を軽減できるうえに工事単価は上がるため、設計事務所にとっては有益な情報となり得るのではないかと。
- ・村田担当副会長：現在のように工事単価が上がってくると、改修工事で省エネ基準を満足させるニーズが増えてくるだろう。秋田会ではそういったことについて詳しい団体とタイアップした講習会を検討している。
→脇山専務理事：日事連でも検討してみたい。ほかに講習会ではないが、東京会の人手不足を補うマッチングサービスにならない、日事連が単位会共通のプラットフォームを提供することで、会員サービスの向上につながり、ビジネスにもつなげられるのではないかと。

5. あいさつ

○議事が終了したところで、上野会長からあいさつがあった。

- ・法定講習は申込がオンラインとなり、今後はオンライン受講が主流になってくるため収入は見込めないだろう。
- ・開設者研修会の受講義務化は難しく、義務化すると日事連は登録講習機関にはなれない。また会場での1日講習は負担が大きく、受講者が見込めない。受講証明書が事務所登録（更新）時の添付書類になっている単位会はよいが、全国への浸透はハードルが高い。
- ・建築基準法第8条で維持管理について「（建築物を）常時適法な状態に維持するように努めなければならない」とあり、第12条第1項から第3項に基づく定期報告は非常に重要である。建築主からの提出率の低さと行政のチェック体制に問題を抱えているが、告示改正前のみならず改正後にもぜひスキルアップ講習を開催してほしい。
- ・改修工事では、建築士が関与しないことで建築物が適法ではない状態になっている問題がある。これについては建築士の業務範囲にできないか、ほかの委員会で検討している。
- ・会員のためになる意見、講習を考えていただきたい。

○委員からの意見は以下のとおり。

- ・村田担当副会長：京都府ではなぜ開設者研修会を実施していないか。
→上野会長：テキストをすべて網羅した講習が本当に必要か疑問に思うため、テキストを使っていなくても、知事指定を得て開設者のための研修会を実施している。京都府では法改正部分は行政が説明し、インボイスや働き方改革などタイムリーな内容も取り入れて半日で講習している。資料は京都府や、例えばインボイスであれば税理士が、働き方改革であれば社労士が提供してくれるため、受講料も安価に抑えられる。
- 脇山専務理事：テキストに組織マネジメントに関する内容を盛り込めば、京都府でもテキストを使った開設者研修会を実施するか。
→上野会長：以前はテキストを使って開催していたが、あまりにも受講者が集まらずに、今のスタイルとなった。

6. その他

○次回委員会は、令和7年5月8日（木）14:00～16:00にWeb会議で開催することとした。

配付資料：第1回 教育・情報委員会 議事概要

資料１：令和６年度 教育・情報に関する事業計画・予算（案）
資料２－１：令和６年度「開設者研修会」実施計画・結果一覧
資料２－２：次期テキスト改訂に向けてのスケジュール
資料２－３：令和６年度「開設者研修会」実施要領
資料３－１：令和６年度「管理建築士講習」実施計画・結果一覧
資料３－２：令和６年度「建築士定期講習」実施計画・結果一覧
資料３－３：受講申込管理システムから見るデータ詳細
資料４：特定建築物定期調査業務「スキルアップ講習」のご案内

■第２回適合証明・既存住宅状況調査専門委員会 議事概要

日 時 令和７年１月２１日（火）１４：００～１６：００

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 相原 清安

委 員 軽部 守彦、加藤 宏幸、篠田 和雄、渥美 充広

事務局 脇山、野出、千浜、東小川、岡本

欠席者 委 員 山口 雄

議 事

１．既存住宅状況調査技術者について

○資料１－１及び資料１－２により、既存住宅状況調査技術者講習開催状況について、事務局より報告がなされた。

新規講習はオンライン講習が主流。第３期まで終了、第４期は申し込み受付中（１／１～１／２８）。会場講習は受講者数少なめ。

・更新講習も同様のスケジュールで、オンライン受講が増加傾向。更新対象者へメールで受講を促す案内を実施した。来年度も今年度とほぼ同様のスケジュールで実施予定。他、委員より、各単位会の活動状況等について情報共有がなされた。

・今後、若年層の経済状況や物価高等の要因により、リフォーム市場が主流になるのではないかと考えている。既存住宅状況調査の普及・促進のためには、そういった一般向けユーザーを対象とした情報発信を行う必要があると思われる。

・既存住宅状況調査が義務付けられていないこと、調査内容及び調査に対する責任の重さに対して報酬が低すぎるものが普及・促進の妨げの要因になっていると思われる。

・先日近畿ブロック協議会があり、その中で、前回の委員会の報告を行った。発表後、上野会長より、「登録者の数が減ってきている現状及び、これからも減ることが予想される。また日事連の収支が赤字となることを考えるとこの事業を再検討する必要があるのではないか。」という意見をいただいた。

２．適合証明技術者について

○資料２－１により、適合証明技術者講習の開催状況について事務局より報告がなされた。更新講習対象者への案内を実施済み。新規受講者もあり、更新時期の対象者数よりは上回る受講者数となったが、全体的には減少傾向。

○資料２－２により、適合証明業務の登録機関である日事連の収支報告が事務局よりなされた。過去２年はかろうじて黒字、その後赤字の見込み。現状のままでは、赤字が続く見込みで事業の再検討が必要。

○資料2-3により、【フラット35】子育てプラスの金利引き下げメニューに関する情報提供が事務局よりなされた。金融機関の金利と比較するとメリットが少ないために創設されたプランとのこと。委員からは、制度が複雑で理解しにくく、顧客への説明が難しいのではないかと指摘があった。

3. 既存住宅市場の整備・活性化懇談会に関する情報共有

○1月20日に開催された第2回既存住宅市場の整備・活性化懇談会の内容として、リフォーム市場の動向、空き家問題、子育て世帯の居住地選択などに関する議論内容が相原委員長より共有された。主な内容は以下の通り。

- ・空き家問題に関しては、地方の農村部における課題の特殊性、相続問題、伝統的な木造住宅の耐震補強の難しさなどが指摘された。
- ・DIYでの改修や再生可能エネルギーの導入など、空き家活用に関する提案も紹介された。相原委員長はこれに対し、住む人の生命・財産を守るための耐震診断や補強が必要であるとの情報提供はなされているのかとの質問をしたが、現状では参加している建築士も含めた関係者全員が流通させることを優先してこれをタブー視しているため、情報提供をしていないとの回答であったとのこと。
- ・懇談会での議論を通じて、空き家問題、住宅の耐用年数など、多くの課題が存在することの情報共有がなされた。しかし、座長より、懇談会の場は研究発表の場ではなく、具体的な課題解決策を議論する場であるべきとの強い意見があった。

4. 本委員会の検討事項について

○今後の委員会の運営方針について、委員長より、従来の現状把握中心の活動から脱却し、具体的な活動を開始するべきだという提案がなされた。この委員会を、実質的な成果を出せる組織にしたいという意向が示され、全会一致で賛成された。

○本委員会が具体的な成果を出すために、活動方針に関する意見照会を実施することの提案がなされた。主な議論内容は以下の通り。

- ・委員長より一案として、委員長よりワンストップで各種手続きを可能にする仕組み作り、会員向けの情報提供の強化、一般消費者への情報発信の強化などのアイディアが提示された。
- ・茨城会では1月23日と2月1日に一般向けリフォームセミナーを開催予定。募集人員50名に対して、多くの参加者を得ることができた。悩みや気になることを募集したところ多くの質問が寄せられた。おそらく一般のユーザーは、我々建築士に直接質問する機会を欲しているかもしれない。難しい言葉の講習会ではなく「簡単なリフォーム」、「リノベ」などの言葉の方が、興味持ってもらえるかもしれない。例えば「リノベおじさんのリフォーム教室」のようなブログ形式で情報発信するなど。
- ・既存住宅状況調査の普及・促進には、日事連や既存住宅状況調査技術者のみの活動では限界がある。そのため、委員の経験や課題等を意見照会にて提供いただき、その内容を踏まえて戦略を立て、どのような組織と連携する必要があるかということに焦点を当てて検討し、取り組んでいく必要があるものと思われる。
- ・適合証明技術者については、外部要因の影響が大きく、適合証明業務件数の増加、及び受講者の増加は難しいと思われる。そのため、まずは可能な限りコスト削減を内部で検討し、それでも収支が改善されないのであれば、その窮状を住宅金融支援機構に訴える必要があるものと思われる。そのためにも、まずは内部での収支改善を可能な限り検討し、取り組む必要があるため、コスト削減に関するアイディアがあれば提供いただきたい。

5. 決定事項

- ・次回までに委員長と事務局でテーマ別に意見を集約しやすいフォーマットを作成し、委員に対して本委員会の活動方針に関する意見照会を実施することが決定。次回委員会までに、委員が中古住宅やインスペクションに関する

る情報発信に関する具体的な施策アイデア及び適合証明技術者の運営に関するコスト削減案を検討し、意見を提出することとする。

6. その他意見内容

・茨城会より、JAAF-MST2024について、使いやすさの改善を求める意見が出された。

7. その他

・次回は委員より提出された意見・アイデアを基に、今後の委員会の活動方針を検討する。

次回開催予定：令和7年4月22日（火）14：00～16：00

【配付資料】

前回議事録

資料1-1 令和6年度 既存住宅状況調査技術者講習 開催状況

資料1-2 令和7年度 既存住宅状況調査技術者講習 スケジュール（案）

資料2-1 令和6年度 適合証明技術者 登録更新者数

資料2-2 適合証明業務登録機関 収支試算

資料2-3 フラット35チラシ

資料3-1 第2回委員会の検討事項等

資料3-2 共通ソフト作成

資料4 第1回既存住宅市場の整備・活性化懇談会 議事概要

参考 国交省令和7年度予算

■第2回会誌編集専門委員会 議事概要

日 時 令和6年12月9日（月）14：00～16：15

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 荻窪伸彦

副委員長 鈴鹿美穂

委員 廣瀬正美、宇塚幸生、小泉 厚、齊藤滋史、福山雅也

担当副会長 鉄川裕崇（広報・渉外）

オブザーバー (株)ジェイクリエイト 城市奈那

事務局 脇山、前田、井上

議事

1. 直近の会誌（11・12月号）の掲載内容についての意見交換

会誌の掲載内容について、各委員より感想等を述べた。

<11月号>

◇特集 建築士事務所のSNS活用術

・企画段階では、どういう形の特集になるのかイメージできない部分もあったが、結果として非常に勉強になる内容だった。建築士事務所の団体として、このように事務所の経営に役立つ情報が発信できるのは良いことだと思う。

・自分にとっては不得手な分野であるので、良い参考・刺激になった。

・「Instagram投稿時の写真比率」が実用的で良かった。

- ・URLやSNSアカウントにQRコードを併記してほしかった。
- ・事例紹介では、建築作品の写真ではなくSNSの画面を掲載すべきだったのでは。

◇その他の主な記事等

- ・「令和6年度日事連建築賞作品紹介」は、これからの木造県営住宅の形として興味深く読んだ。
- ・「続BIMで変わる、BIMで変える」は、2次元ソフトとの併用による省力化など、具体的な技法が参考になった。
- ・「苦情解決事例紹介」は、プライバシーへの配慮かもしれないが、情報が伏せられている部分が多く、読んでも消化不良の感があった。

<12月号>

◇特集 能楽堂の今

- ・用語の解説、総論、個別事例、インタビューという構成で分かりやすかった。
- ・会員からの寄稿がこれほど集まるとは思っていなかった。全国の会員がこのように建築を楽しむ視点を持っていることを知れて良かった。また、会員だけでなく事務局からも2件寄稿があり、心強く感じた。
- ・山本能楽堂は、改修前の元々の設計者も明記してあると良かった。

◇その他の主な記事等

- ・「単位会だより」は、普段なかなか見えない他の単位会の活動を知ることができて良かった。地元の単位会でも会員増強は重要な課題であるため、参考になった。
- ・「賠償責任保険NOTE」は、どちらのケースももう少し詳細が知りたかった。(Case1「工場の至る所で結露によるカビが発生し～」→具体的にはどういう所なのか? Case2「地下1階店舗」→どういう店舗なのか? など)

2. 1月号の編集状況の報告

ジェイクリエイトおよび事務局より、1月号の編集状況について、台割案に基づき説明がなされた。(資料1-1、1-2)

◇全国大会

- ・各イベント（トークセッション、大会式典、青年話創会、女性交流会）の振り返りを掲載する。
- ・前回委員会からの変更点として、基調講演は、関係者の校正に時間を要することから3月号にスライドさせることとなった。

◇特集2 今年の抱負（前半）

- ・令和6年同様、1・2月号の2ヶ月に亘って掲載する。

◇その他の主な記事等

- ・「令和6年度日事連建築賞作品紹介」は、優秀賞を受賞した大分会・下村正樹建築設計事務所が執筆する。
- ・「続BIMで変わる、BIMで変える」は、長崎会・久家設計事務所と兵庫会・Fstudioが執筆する。
- ・編集後記は、齊藤委員が執筆する。

また、表紙について、ジェイクリエイトより提出された4枚の候補写真の中から、投票の結果、1番・福井駅前恐竜広場を選定した。(資料1-2)

3. 2月号以降の特集等の確認・検討

ジェイクリエイトおよび事務局より、2～4月号の編集状況について、台割案に基づき説明がなされた。(資料2-1、2-2、2-3)

<2月号>

◇特集1 旅する建築空間

- ・ななつ星など数々の車両デザインを手がけてきた水戸岡鋭治氏のインタビューを掲載する。
- ・移動空間のデザインに建築家が関わった事例として、以下を紹介する。
[予定] 瑞風（浦一也氏）、ロマンスカー（岡部憲明氏）、ラビュ（妹島和世氏）、旅するレストラン（隈研吾氏）、guntū（堀部安嗣氏）
- ・「コラム ロマンスカーミュージアム」は、鈴鹿副委員長が執筆する。
- ・「コラム 京都八瀬の終着駅」は、宇塚委員が執筆する。
- ・「美術館・博物館巡り」は、特集に関連し、京都鉄道博物館について荻窪委員長が執筆する。

◇特集2 今年の抱負（後半）

- ・1月号に続き、今年の抱負を掲載する。

◇その他の主な記事等

- ・「令和6年度日事連建築賞作品紹介」は、優秀賞を受賞した高知会・若竹まちづくり研究所が執筆する。
- ・編集後記は、鈴鹿副委員長が執筆する。

なお、表紙案は作品の外観2点、内観2点をジェイクリエイトより提案することとした。

<3月号>

◇特集 2025年大阪・関西万博

- ・これまでの特集と重複する内容は避け、まだ取り上げていないテーマを掲載する。
[予定] ウーマンズパビリオン、万博とサーキュラーエコノミー、リユースマッチングサイト

◇その他の主な記事等

- ・1月号からスライドさせた全国大会基調講演を本号で掲載する。
- ・「令和6年度日事連建築賞作品紹介」は、優秀賞を受賞した長崎会・（有）睦設計コンサルタントが執筆する。
- ・「続BIMで変わる、BIMで変える」は、島根会（株）坂本建築設計事務所に執筆する。
- ・編集後記は、荻窪委員長が執筆する。

【意見】

- ・[荻窪委員長] 開催直前号ということで、府外からの来場者向けにアクセス情報も掲載したい。地下鉄のほか、バスや船の臨時便も計画されており、1月中旬頃に共有できるよう情報収集する。
→（ジェイクリエイト）了解した。
- ・万博の公式サイトを見れば分かることばかり掲載してもあまり意味がない。一案として、周辺の見どころ情報も掲載するのはどうか。大阪では、万博にあわせた再開発や駅舎の改修等を行っている。そういった周辺情報も掲載することで、万博以外にも足を伸ばすきっかけになり、雑誌としての独自性も高まる。
- ・これまでの特集と重複する内容であっても、掲載してかまわないのでは。読者が過去の号を見返してくれるとは限らないので、1号で完結する内容としても良いと思う。

<4月号>

◇特集 全国に広がり始めた「建築祭」

- ・先駆けとなった建築祭として、東京建築祭、生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪、福岡近現代建築ツアーを紹介する。
- ・全国の建築祭／ツアーとして、前川國男建築ツアー、京都モダン建築祭、神戸モダン建築祭、ひろしまたてものがたりフェスタを紹介する。
- ・「なぜいま建築祭が増えているのか」をテーマに、大阪公立大学・倉方俊輔教授のインタビューを掲載する

◇その他の主な記事等

- ・編集後記は、廣瀬委員が執筆する。

4. 特集の提案について

宇塚副委員長より、特集の提案（新連載案）について説明がなされた。（資料3）

＜建築特派員だより＞

- ・「美術館・博物館巡り」と「建築士の休日」の寄稿が減少していることを受け、それらの中間案となる、見開き2頁程度の「建築に関連する」連載として位置付ける。会員に「特派員」になった気分で国内外の建築作品について情報発信してもらう。
- ・事例案として、前回委員会でも提案したスターハウス（ヌーヴェル赤羽台）等を考えている。

【意見】

- ・これまで海外事例を取り上げることが少なかったので、新機軸になると思う。
- ・テーマを「なんでもOK」とすると、却って寄稿が集まらない可能性がある。かつ、記事の内容が散漫にならないようにするためにも、大まかなルールやテーマは設定した方が良い。
- ・建築士個人にスポットを当て、その建物作品を見てどう感じたのかという主観的な内容を寄稿してもらうのはどうか。

5. 会誌リニューアルについて

ジェイクリエイトより、新しい表紙デザイン案について説明がなされ、デザインの方向性とリニューアル全般に関する意見交換を行い、検討の結果、以下の方針とすることとした。（資料4）

＜表紙デザイン＞

次回委員会にて、ジェイクリエイトより、以下の方向性に基づく再提案を行う。

- ・タイトルロゴは、案④⑤の字体を使用する。また、案⑥⑦のように文字に色付けする案も含める。
- ・全体的にスッキリした印象にする。
- ・表紙写真を引き立てるため、写真に触れる部分の色は白とする。
- ・案④ベース：緑の帯より上のエリアをもっと細くし、背景色を緑にする。（帯より下は白背景）
- ・案⑤ベース：背景色をオレンジから白にする。「11」は黒抜きにしてスッキリさせる。

＜リニューアル全般＞

リニューアルを印象付ける新しい連載として、特集提案での検討も踏まえ、「海外の建築事情（仮）」と「建築特派員だより」を開始する。

- ・海外の建築事情……第1回は安井建築設計事務所台湾事務所が執筆し、4月号に掲載する。
- ・建築特派員だより……テーマを設定した上で、4月号から寄稿募集を開始する。

6. その他

- ・5月号以降の特集テーマが未定のため、次回委員会で検討できるよう各委員からの提案を募る。

次回委員会：2月5日（水）10：00～12：00

＜配付資料＞

資料1－1：令和7年1月号台割

資料1－2：1月号表紙案（4案）

資料2－1：令和7年2月号台割

資料2－2：令和7年3月号台割

資料2－3：令和7年4月号台割

資料3：特集提案：（新）連載案と事例

資料4：リニューアル表紙案（8案）

参考1：令和6年度 年間台割表

参考2：令和5年度 年間台割表

■第21回法制度対応特別委員会 議事概要

日 時 令和7年1月22日（水） 10：30～12：36

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 樋上雅博

委 員 東山 圭、黒木正郎、白井 勇、荒井誠二、仲摩和雄、吉田 茂

会 長 上野浩也（特別出席）

事務局 脇山、千浜、東小川

議 事

樋上委員長が列車の遅れにより移動中のWebでの参加となったため、白井委員により委員会の進行を行った。また特別出席の上野会長より6月の全国会長会議でコンセンサスを得て、他会との協議を行っていききたい、昨年の事務所登録事務の手数料では変更届の手数料が積み残しとなっているのでそれについても検討してほしい旨の挨拶があった。

1. 建築士法の一部を改正する法律（案）の主要課題の検討について

○前回の委員会で6項目を包括的に進めるより小規模建築物の業務独占について先に進めたほうがよいとの意見があった。樋上委員長からも上野会長より指示のあった項目に集中して取り上げたいとのことがあり、当面の取り組むべき課題として3項目を挙げた旨、資料1により事務局より説明された。

（1）すべての建築物の設計及び工事監理に対しての書面での契約の実施

（2）業務独占の拡大

（3）既存建築物のリユース、コンバージョン時の建築士の関与の規定が必要

関係資料として中間報告での小規模建築物の建築主の保護に関する規定強化を参考1、省エネ対策の加速を参考2、既存住宅市場の整備・活性化懇談会の資料を参考3－1、前回委員会でも配布した建築ストックの水準確保：現行法制度の発展的見直しを参考3－2とした旨、事務局より説明された。

○各項目に沿って次のような意見交換を行った。

（1）すべての建築物の設計及び工事監理に対しての書面での契約について

（2）業務独占の拡大

- ・士法22条の3の3で規定されている300㎡超は、住宅なら相当大きなものとなる。
- ・今回の省エネ法の改正ではすべての非住宅・住宅で適合義務、都市計画区域外であっても200㎡超で建築確認の審査対象となった。小さな工務店を保護する意味での300㎡超であったと思うが、今回の改正ではそれが壊れてゼロベースになったと感じている。
- ・省エネの適合義務が一つの区切りなのかと思う。提案内容の唐突感がない。増改築も含めて進めていくべき。

- ・省エネ基準が広がったことにより県などは危機感を持っている。勉強会などを開いて対応できるようにしている。設計にかかる業務の範囲が広がると工数も増えるので、業務報酬、工期の確保ができないと実行できそうにないという状況もある。省エネ適判については専門業者も事業展開をしている。

国土交通省が建築物の生涯CO₂排出量の算出義務化を検討していることが先日新聞に出ていたが、どう展開するかが気になる。できればこの委員会で調査をしていただければと思っている。

- ・基準法や省エネ法では小規模建築物についても対応しようという流れとなっている。土法についても改正して消費者のトラブルを解消するようにしなければいけない。
- ・(1)の書面での契約と(2)業務独占の拡大は関連している。関連付けて取り組んでいく必要がある。
- ・24条の8は契約書に書けば必要ない。契約書にすべて書いておけばいい。省エネは建築士しかできなくなった。確認機関に100㎡未満で一般の方がやったケースがあるかどうかをヒアリングしたところ、チャレンジした人はいたが無理だったとのことであった。建築基準法にあわせて一般人が設計をすることには無理がある。結果的には業務独占と契約につながる。住宅紛争リフォーム処理支援センターによるとほとんどの建売、売建で引き渡し後にトラブルが起きている。工事監理料をもらっていないので責任がないなどという建築士がいるが、これが一番の問題。責任もあるが報酬もきちんともらえる仕組みを作っていないといけない。
- ・あとは戦略的にまとめてどう理論武装していくか。維持保全については、本来は～ということであるが法律がなかなか追いついていけないところがある。その辺を整理してくださいということで動いていくことはある。
- ・国土交通省は2号主事を作って対応しようとしたが、これと同じことが中間検査の導入である。当時、何のために建築士制度を作ったのか、このようなことは行政がするべきではないという意見があったが、チェックする方としては行政側の制度を作る方向にいく。どこが反対するかというと日弁連で、日弁連では毎年4号特例の廃止の要望を出している。省エネの対象となる10㎡以下も建築士の業務独占となると審査の省略となるのではないか。その時に真っ先に反対するのが日弁連ではないか。
- ・審査の特例になるのか。
- ・(1)と(2)は改正の可能性があると考えているのであれば、特例は今後の課題として国土交通省、他団体との議論の中で詰めていけばいいのではないか。
- ・理論的な武装をするにあたっては、そこには触れないで進めたほうがいいのかも。業務独占と特例の話は一緒にしないほうがいい。
- ・省エネ法にのっとって設計をする→確認の対象とならざるをえない→だから建築士がやるという流れにした方がわかりやすい。
- ・業務独占の範囲を広げるのであれば、建築士の責任の重さをいわないといけない。昭和25年から続いている誰でもできるという考え方はやめたほうがいい。
- ・当時、大工や棟梁を考慮した考え方をした。

(3)既存建築物のリユース、コンバージョンへの建築士の関与

- ・大規模修繕、大規模模様替え以外は確認の対象とならないので、既存ストックは既存不適格が解消されることなくそのまま流通している。省エネもそのまま。
- ・梁に穴をあけるなど絶対にしてはいけないことをしてしまっている。

- ・構造の話をどうするか。コンバージョンで用途がかわって200㎡を超えるのであれば確認が必要なので問題ないが、それ以外は勝手にやっている。建築士の関与必要。時間はかかるかもしれないが言っていかなければいけない。
- ・先ほど委員長から出たカーボンの話。法制化されるときには宅建業法の重説の項目に入るのではないかと。特定改修工事という項目を作って、既存不適格のある改修工事は建築士がかかわることにはどうか。
- ・ライフサイクルを評価するのであれば、耐震補強でがっちり補強するよりもペラペラのRCを木造に建て替えるなどのことを国土交通省は考えているのではないかと思った。なにか新しい情報があれば。
- ・大阪でもコンバージョンの相談をよく受ける。確認が出ていても安心できない建物は容積を増やしたりするなどの問題が結構ある。大阪市では現行の集団規定に違反しているとアウト。既存不適格というより既存の適合性については建築士がかかわることにした方がいい。
- ・既存不適格が基準法にある以上、これを変えることは無理。構造的なところは問題であるが、リユースの工事のどこが問題かを洗い出して、ここには建築士がかかわるという流れにしないと難しいのではないかと。
- ・住宅は情報の非対称性がきわめて大きい。法制度によらない市場型で実態としてうまくいっている事例があるのか。うまくいっている事例があれば参考になる。
- ・今はサッシを取り替えると補助金がでる。既存住宅を改修したら補助金が9割でることにしたらいいい。
- ・補助金が出るには審査が必要となる。
- ・フラット35などは基準に合致していないといけない。
- ・ローンの審査で必要。法制度でやろうとするとむずかしい。境目はどこか。
- ・おおむねについては皆さんも賛成されていると思う。細かいことはいろいろあるが(1)(2)の話の度合いとちょっと違ってしまう。(3)の1行目は絶対にやっていきたい。
- ・また4番目として事務所登録事務の変更手数料のことを入れてほしい。建築士の名義変更は手数料を取っている。

(4) BIMの問題について

- ・BIMと3DCADはちがう。情報で建築を構築する。BIMのメーカーはAIを開発している。AIにどれほど学習させたかで設計に必要な情報が取り出せる。AIを持っていると事務所を開くのに力になる。開設者の要件は特にない。クラウドの企業は事務所の登録に建築士は必要ない。工事監理はカメラ機能を持っているAIでできる。医者や弁護士はいくらAIが発展してもそれはツールに過ぎないが、建築士はAIがあれば建築士数人分の仕事ができてしまう。

設計とは・・・という抜本的なところを変えないといけない。

「建築物の建築工事の実施のために必要な図面を作成する」を「データを扱うのはすべて建築士」にしないといけない。

2. 今後の進め方について

○全体を通じて次のような意見交換と今後の進め方について議論した。

- ・(1)(2)はその通り。
- ・(3)はいろいろな見方がある。
- ・既存不適格は建築士が関与することで良くしていくことが必要。
- ・AIは海外ではどうなっているのか。AIは施工できるかどうかの判断は不得手。
- ・設備建築士の話はどうするのか。方針だけでも決めてほしい。

- ・デリケートな問題。やっていることを制度化する。設備設計業界の領域に手を入れていいのか。
- ・設備は建築の中に入っている。
- ・そこを我々が組み立てていいのか。
- ・現状、行われていることを法律ではっきりさせる。
- ・この方向で行こうというのは変わらないか。
- ・法律がどんどん変わる。そのうえで整理してはどうか。
- ・上野会長の4項目をこの1年間で成果を出していくか。具体的な手法でまとめていきたい。
- ・設備の問題は残す。
- ・できれば4項目+αを6月までにまとめていただいて、国土交通省、他団体に投げかけていきたい。

次回開催 令和7年4月21日（月）10:30～12:00

（配付資料）

第20回議事概要

資料1 建築士法の一部を改正する法律（案）の主要課題

参考1 中間報告における消費者保護に関する規定強化

参考2 省エネ対策の加速

参考3-1 既存住宅が選ばれる社会に向けて議論します

参考3-2 建築ストックの水準確保：現行制度の発展的見直し（取扱注意 委員限り）

■主な行事予定

令和7年

- 2月17日 青年部会連絡会議
- 25日 木造・木質化検討WG
- 26日 BIMと情報環境WG
- 27日 総務・財務委員会
- 3月 5日 常任理事会
- 日事政研通常総会
- 7日 構造技術専門委員会

令和7年1月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和7年1月1日～1月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 47団体 構成員 14,186事務所
 賛助会員 11社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	△ 4	920	4,008	23.0 %	△ 1	275	29.9 %
青 森	△ 1	160	872	18.3 %	△ 1	45	28.1 %
岩 手		273	885	30.8 %		83	30.4 %
宮 城	△ 2	318	1,737	18.3 %		91	28.6 %
秋 田		135	926	14.6 %		46	34.1 %
山 形		214	1,041	20.6 %		61	28.5 %
福 島	△ 1	230	1,383	16.6 %		71	30.9 %
茨 城		421	1,758	23.9 %		149	35.4 %
栃 木		164	1,253	13.1 %		77	47.0 %
群 馬		187	1,514	12.4 %		90	48.1 %
埼 玉		430	4,265	10.1 %	△ 1	134	31.2 %
千 葉	+ 1	332	3,161	10.5 %	△ 1	112	33.7 %
東 京	+ 4	1,643	14,009	11.7 %	+ 1	652	39.7 %
神奈川	+ 5	746	5,652	13.2 %	△ 1	248	33.2 %
新 潟		295	2,109	14.0 %		128	43.4 %
長 野	△ 1	374	1,952	19.2 %		104	27.8 %
山 梨	△ 1	103	752	13.7 %		13	12.6 %
富 山		292	1,092	26.7 %	△ 1	62	21.2 %
石 川		330	1,219	27.1 %		70	21.2 %
福 井		193	894	21.6 %		55	28.5 %
岐 阜		108	1,471	7.3 %		34	31.5 %
静 岡		370	2,870	12.9 %		126	34.1 %
愛 知	△ 1	498	4,779	10.4 %	+ 1	148	29.7 %
三 重		181	1,117	16.2 %		61	33.7 %
滋 賀		181	1,033	17.5 %		42	23.2 %
京 都		356	2,117	16.8 %		106	29.8 %
大 阪		794	6,086	13.0 %		251	31.6 %
兵 庫	+ 2	356	3,300	10.8 %		100	28.1 %
奈 良		104	906	11.5 %		26	25.0 %
和歌山		105	705	14.9 %		25	23.8 %
鳥 取		118	440	26.8 %		53	44.9 %
島 根		115	598	19.2 %		53	46.1 %
岡 山		367	1,372	26.7 %		70	19.1 %
広 島		339	2,148	15.8 %		150	44.2 %
山 口		111	956	11.6 %		39	35.1 %
徳 島		105	761	13.8 %		20	19.0 %
香 川		88	1,000	8.8 %		20	22.7 %
愛 媛		197	1,128	17.5 %		59	29.9 %
高 知		136	616	22.1 %		37	27.2 %
福 岡		468	3,434	13.6 %		183	39.1 %
佐 賀	△ 1	174	532	32.7 %		43	24.7 %
長 崎		226	753	30.0 %		43	19.0 %
熊 本		223	1,335	16.7 %		95	42.6 %
大 分		152	767	19.8 %		47	30.9 %
宮 崎		108	979	11.0 %		47	43.5 %
鹿児島		264	1,058	25.0 %		83	31.4 %
沖 縄	△ 2	182	1,267	14.4 %	△ 1	71	39.0 %
計	△ 2	14,186	94,010	15.1 %	△ 5	4,598	32.4 %

※建築士事務所登録数(B)は令和6年4月1日時点の数字である。